

石桜体操クラブ規約

目 的

第1条 この会は岩手中・高等学校体操部OB等の親睦と向上を図るとともに、体操競技の健全な発展に奇与することを目的とする。

名称 及び 事務局

第2条 この会は石桜体操クラブと称し、事務局を岩手高等学校に置く。

組 織

第3条 この会は岩手中・高等学校OB並びに、この会に特に理解のある者を持って組織する。

役 員

- 第4条
- この会に、会の運営のため次の役員を置く。
会 長：1名 副 会 長：1名 理 事 長：1名
理 事：若干名 監 事：2名 事務局長：1名 事務局員：1名
 - 役員任期は2年とする。ただしその再任を妨げない。
 - 役員は任期が満了しても、その後任が決定するまでの間は引き続きその職務を行うものとする。
 - 前項の役員その他、この会に名誉職として名誉会長その他の役員を置くことがある。
 - 会長及び副会長は会員の互選とし、理事長、理事、監事及び事務局長は会長が指名する。
 - 会長は会務を総理し、会を代表する。
 - 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時又は欠けたときはその職務を代理する。
 - 理事長は会務を掌理し、理事は理事長の命を受け、会務を処理する。
 - 監事は会務を監査する。
 - 事務局長は会務を処理し整理する。

事 業

第5条 この会は会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 親睦行事の開催。
- 岩手中・高等学校体操部への後援及び指導育成。
- 岩手県体操協会への積極協力。

総 会

- 第6条 1. 総会は定例会及び臨時会とし、会長が招集する。
2. 定例会は年1回、臨時会は必要の都度開催する。

運 営 経 費

- 第7条 1. この会の運営に要する経費は会費及びその他をもってまかなう。
2. 会費は年額1、000円とする。
3. この会の会計年度は8月1日から翌年の7月31日までとする。

補 則

- 第8条 前各条に定めるものの他、この会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は昭和52年8月14日から施行する。